

# 奈良県訓令第十一号

各部課室

各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第一号中「及び労働委員会事務局」を「労働委員会事務局及び収用委員会事務局」に改め、同条第四号中「労働委員会」の下に「及び収用委員会」を加える。

第二十一条中「（県立五條病院の職員にあつては、前条第一項第四号の健康診断に限る。次条から第三十条までにおいて同じ。）」を削る。

第三十一条を次のように改める。

## 第三十一条 削除

別表第一本庁に勤務する医師の項中「の所属」の下に「（産業振興総合センターを除く。）」を加え、「消費生活センター」を削り、同表郡山保健所に勤務する医師の項中「労働委員会事務局」を削り、同表内吉野保健所に勤務する医師の項中「（県立五條病院を除く。）」を削り、同表県立五條病院の医師の項を削る。